

盛岡広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年1月21日

盛岡広域振興局長 石田知子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日詰停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字大日堂20番1地先から15番6地先 まで	新	m 16.5～11.0	m 298.1
	旧	15.5～10.3	298.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年1月21日から同年2月21日まで